

緊急事態宣言再発出後の各種健康診断並びに診療について

お 客 様 各 位

2021年1月7日付けで政府より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき緊急事態宣言が再発出されましたが、当センターにおきましては、これまで以上に感染対策を徹底した上で、各種健康診断並びに診療を実施いたします。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

2021年1月8日

公益財団法人結核予防会

総合健診推進センター